

全国の「地震時等に著しく危険な密集市街地」の公表に伴い、 横浜市における対象地区を公表します

このたび、国土交通省から、令和3年3月19日に閣議決定した住生活基本計画（全国計画）において、令和12年度までに概ね解消するという目標を定めた「地震時等に著しく危険な密集市街地^{*}（約2,220ha）」について、地方公共団体別の面積・地区数等が公表されました。

このため、国土交通省の公表にあわせて、横浜市における地区名や地区抽出の考え方、取組状況等についてお知らせします。

※「地震時等に著しく危険な密集市街地（危険密集市街地）」とは

地震が起きた際に大規模火災の恐れがあり、避難も難しい密集市街地のことで、国土交通省は平成24年に全国の危険密集市街地を公表しました。

古い木造住宅等の密集具合や、道路や公園などの燃えない領域の割合などの基準をもとに各自治体が指定しており、「逃げにくさ」など独自基準などを加えることも可能となっています。

◆「横浜市における危険密集市街地」と「地区抽出の考え方」◆

（1）これまでの横浜市における危険密集市街地について

横浜市は平成15年から、倒壊や延焼の危険性を考慮した横浜市独自の指標をもとに抽出した地区（23地区 約660ha）を対象に、住民と行政の協働で取り組む密集市街地対策「いえ・みち まち改善事業」（平成26年度からは地震火災対策に基づく「まちの不燃化推進事業」に移行）に取り組んでおり、これらの地区を国土交通省が定める危険密集市街地として位置付けていました。

現在、危険性未解消の地区が残り1地区 約27ha（中区山元町・柏葉地区）となり、同指標に基づく危険性は概ね解消しています。

（2）地区の抽出の考え方

（1）のとおり、これまでの危険性が概ね解消されたことを踏まえ、今後は、より高いレベルで密集市街地対策に取り組むために、国土交通省が示したGIS（地理情報システム）を用いて算出した延焼危険性などの測地的な指標を採用し、以下の方法で **29地区 約355ha** を抽出しました。

<抽出方法>

- これまでの危険密集市街地のうち、危険性未解消の1地区については、引き続き取り組む地区として抽出する。
- 平成26年度から取り組んでいる地震火災対策において最も地震火災の被害が大きいとされている「重点対策地域（不燃化推進地域）」の中から、①延焼危険性 と ②避難困難性 の両指標が基準値以上の地区を抽出する。

【評価指標と抽出基準】

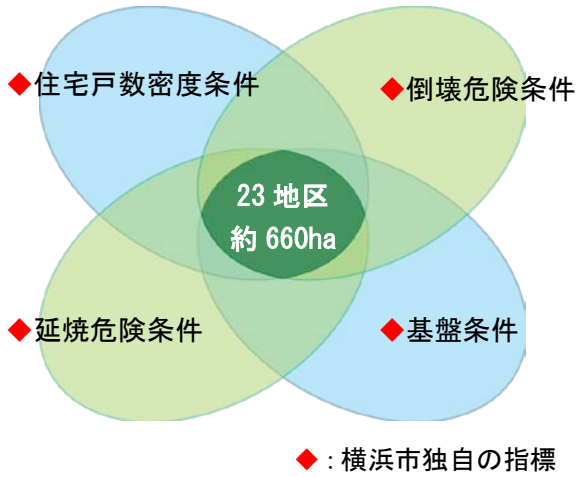
①延焼危険性

GISを用いて当該地区の焼失率を算定する「想定平均焼失率」が 20%以上 の地区

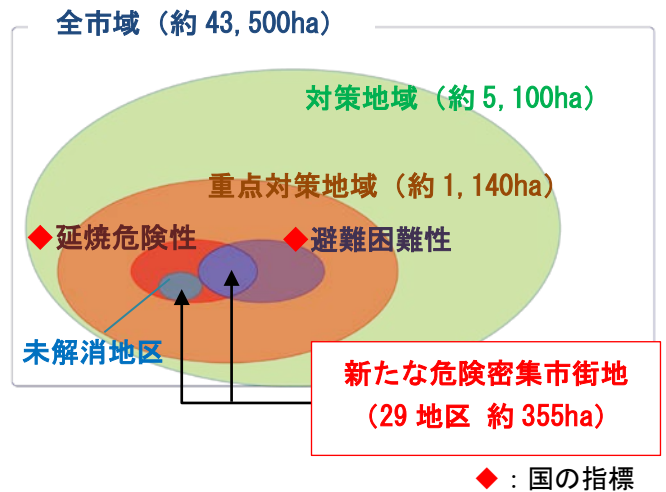
②避難困難性

当該地区における逃げにくさを5段階で示した「地区内閉塞度」が 3以上 の地区

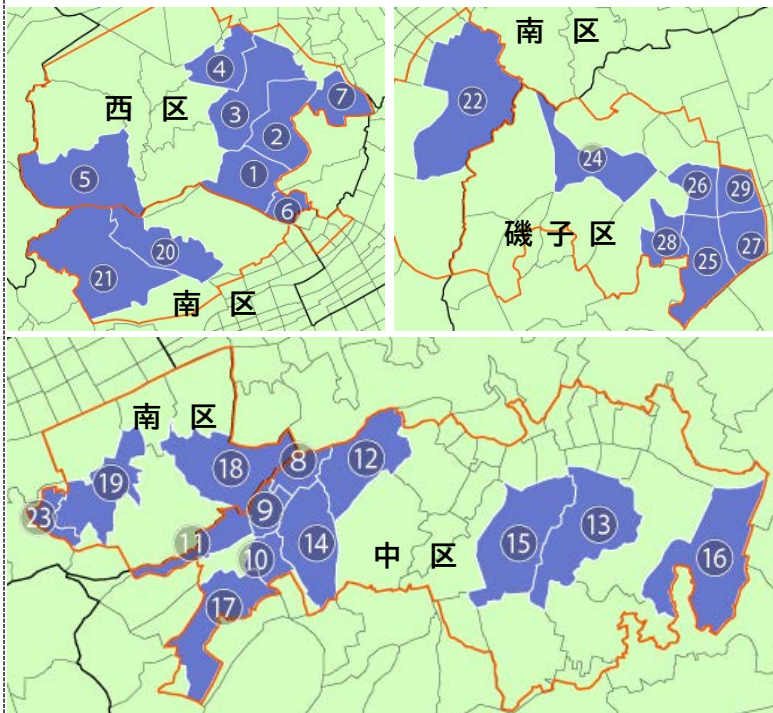
＜これまでの抽出方法＞



＜今回の抽出方法＞



(3) 対象区域図と対象区域リスト



No	地区名	No	地区名	
①	西区	⑬	中区	
②		⑭		本牧町 2 丁目
③		⑮	区	
④		⑯	唐沢	
⑤		⑰	八幡町	
⑥		⑱	南	
⑦		⑲	区	
⑧	中区	⑲	庚台	
⑨		⑲	清水ヶ丘	
⑩		⑲	大岡一丁目	
⑪		⑲	山谷	
⑫		⑲	磯子区	
⑬		⑲		岡村三丁目
⑭		⑲		久木町
⑮		⑲		広地町
⑯		⑲		中浜町
⑰		⑲	磯子八丁目	
⑱	⑲	滝頭三丁目		
⑲	⑲	計 29 地区		

重点対策地域 (不燃化推進地域)

(4) 危険密集市街地の危険性解消に向けた取組

横浜市では、「火災による被害の軽減」を重点施策の一つとして位置づけ、新たな地震火災対策の指針となる「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」を平成 26 年 3 月に策定しました。この中で、地震火災の被害が集中するとされている対象地域（重点対策地域と対策地域）において、建築物の不燃化や延焼遮断帯の形成、感震ブレーカー設置補助などの地震火災対策を進めています。

危険密集市街地は、この重点対策地域内にあるため、地震火災対策による事業の中で、各地区の課題に即した危険性の解消に向けて、引き続き具体的な取組を進めていきます。

参考：国土交通省公表資料

HP アドレス https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html

※上記 URL 中「※「地震時等に著しく危険な密集市街地」について」

お問合せ先

都市整備局 防災まちづくり推進室 防災まちづくり推進課長 白井 一彦 Tel 045-671-3663